

文化芸術活動の継続支援事業への提言書

演劇緊急支援プロジェクト

7月31日に継続支援事業の第一次応募締め切りが行われ、文化庁ホームページによれば、8月7日段階で以下のようになっています。

A-1	申請 6,815 件 (採択 263 件、うち確認番号有り 179 件)	→通知待ち 6,552 件
A-2	申請 3,195 件 (採択 9 件、うち確認番号有り 1 件)	→通知待ち 3,186 件
B	申請 1,100 件 (採択 0 件)	→通知待ち 1,100 件
共同	申請 129 件 (採択 0 件)	→通知待ち 129 件
↓		
合計	申請 11,239 件 (採択 272 件うち確認番号有り 180 件)	→通知待ち 10,967 件

全体として申請件数も少ないのですが、採択件数の少なさが目を引きます。私ども演劇緊急支援プロジェクトでもこの間、この支援パッケージの活用についての広報を様々行ってきたところではあります。各参加団体、あるいは事前確認番号発行団体、また積極的に自主的に広報活動を行っている個人に対して連日多くの問い合わせがあり、多くの時間を費やして対応しています。なかなかコールセンターにつながらない、という声があることも特記しておきます。

正直なところ応募するハードルが高すぎるという声が多いのが実状です。全体としてどうしたら採択されるのかがわからないので、採択されたものを参考にして申請したいという声も多いのです。

8月7日に緊急支援プロジェクトの全体会合を行ない、団体相互の意見交換を行ない、その意見について、事務局に提言という形で提案することとしました。特に、7月中旬以降の感染拡大に対する対応を切にお願いするところです。

- ① A-①のフリーランスに対する支援ですが、本来、この支援は条件として書かれているようにコロナ感染拡大によって仕事を失った実演家、芸術家に対する支援であったと理解しています。そこで例示されている内容も、芸術家の日常的なレッスン・研修などの経費に対する支援であったと思います。にも関わらず入力事項記入イメージで、実施期間を8月1日から15日と限られた日程にしていることで、短期間の取り組みを対象にするというイメージを与えています。この例示はもっと長期にすべきと思いま

す。

- ② さらに経費の積算費目を、俳優等の日常生活に沿ったものに出来ないでしょうか。A-②が、特別の取り組みを行う事業性の高いもので、①は日常的支出に対する支援という性格の違いを鮮明に出来ればと思います。

例えば 稽古場への交通費、稽古衣装、稽古用機材等の経費、研修費用芸術鑑賞、書籍、ビデオ等の教材費、というような例示が出来ないでしょうか。考えられる経費事例の掲載、紹介が必要です。

また、領収書についてはそのコピーの提出で良いのですよね。確定申告に使えなくなるという不安の声もあります。

率直に言って、「コロナ後に向けた芸能向上」というような事業名称を掲げるとすれば、経費を特別に支出する必要性を薄くするのではないかと思います。

例えば、日常的なレッスンに通う交通費や研修に関わる書籍、教材購入、さらに観劇、映画、音楽その他の芸術鑑賞、さらに稽古着、稽古機材など芸術家の日常の経費は様々であり、それらの積算で20数万円は十分クリアで来るはずなのですが、領収書必須などでその算出に苦労していると聞きます。

芸能実演家にとって、コロナ禍はほぼ半年間というかつてない失業期間を生み出しました。支援内容で言えば、A-②が、特別の取り組みを行なう事業性の高いもので、①は日常的なものという腑分けを明確にすべきではないでしょうか。また、一部の交通費など確定申告の際にも領収証を保管する必要があるが必ずしもないものを認める、クレジット決算における必要書類を少なくする（1、領収書 2、明細 3、引き落とし口座のコピーのうち1種）など、明記していただくと運用の範囲が広がるのではないのでしょうか。

また、採択された事業において経費として認められたものを、経費例として追加、あるいはQ&Aに記載し、さらに多くの申請につながるようにwebサイトの充実をお願いしたいと思います。

申請フォームの記入の60分規制に関しても「何度入力していても途中で消えてしまう」という話が聞かれ、確定申告の際の電子登録のように、記入途中の情報を保存できる仕組みを望む声が多くあります。

ネット関連の経費に関して、ことにコロナ禍におけるオンライン使用の活用は必然であり、また障がいを持つ方など殊に必要性が高い方々もおります。年間経費の月割りなど、経費として認定をお願いします。

- ③ この①の支援にも影響を与えているのが、コロナウイルス感染状況の拡大です。七月末に第一次申請が締め切られたのですが、その時点で可能であった取り組みが、八月に入って困難になったという事例が数多く見られます。

公演中止も秋の公演を中心に、7月末からかなり頻発しています。特に学校等の公演での学校側からの中止要請が相次いでいると児童演劇の方々から報告されています。

そこで

- (1) 第一次に申請した内容は、一切変更を認めないとなっていますが、その変更を認めることは出来ないでしょうか。

具体的には、八月以降で公演が再開される予定であったので、七月までのプランでA-①に申請したが、公演再開が遅れたこともあり、その計画をA②に拡大して実施したい。という声があります。

それに応えることは出来ないでしょうか。

また、支出概算内容の変更がどこまで認められるのかが、よくわかりません。実際に今後の期間の支出等言えば、PCR検査費用一つとってもかなり金額に動きがあります。検査で言えば回数を増やすことで対策強化を図ることもあるでしょう。その他の支出も確定しているものではありません。

それらの実態に即した変更がどの程度認められるのかを明記していただければと思います。

- (2) 上述のことはB 及び共同申請についても言えることです。

公演再開の時期が変化しており、また屋内イベント規制50%も一定期間の延長となりそうです。何より八月に入ってから全国への感染拡大が、劇場への足を重くさせています。そのためトライアル公演等の事業内容の変更が考えられます。その点についての対応を知らせていただければと思います。

要項が出された時点でも意見させていただいたのですが、特にトライアル公演等のイベント実施について言えば、公共交通機関での移動は、避けることが社会的要請であるように思います。レンタカーについて当然ですが、自家用車の使用についても認定していただくことが必要ではないでしょうか。ガソリン代の単価計算、レンタカー金額に見合うものを認める等。児童劇団等ではトラック、ワゴン車の自社所有は、年間活動の上で必須であることを踏まえていただきたいと思います。

感染防止措置ということでは、PCR や抗原検査を定期的に頻繁に行うことが求められていると思います。感染者を舞台に立たせないことが、観客にとっても、演技者にとっても安全を図るものだからです。民間での自費検査が広がってきているだけに、そのための計画変更、経費の増大については是非認めていただきたいと思います。

- (3) 共同申請についてですが、芸術団体と個人事業主が共同申請する場合の、最終的な経理処理、領収書等の処理が具体的に何が必要かを示していただければと思います。申請時には、共同申請者一人一人の支出を個別に

記述することが求められていること自体、かなり申請を困難にしていますが、事業終了後の報告としては劇団なり芸術団体が支出をまとめる形で良いと伺っています。そういったことを明示することは出来ないのでしょうか。

- (4) B申請と共同申請との関係ですが、もっと共同申請のバリエーションがあり得ることを鮮明に打ち出すことで、申請数、金額を増やすことは出来ると思います。

④ 全体としてこの緊急支援パッケージが、コロナ禍に襲われた芸術家に対する緊急支援であるというもともとの性格が希薄になって、何らかの新たな取り組みに対する支援という性格が言われる中で、そんな余裕はないというのが、演劇界での反応です。

つまり余裕があるから申請しないのではなく、例え6万円の支出であろうが特別の支出を組む、あるいは取り組みを行なうゆとりがないのです。

つまり自己負担金を伴う事業について、これまでの補填がままならない現状と、またいわゆる第二次と呼ばれるコロナ禍の中で、非常に辛い選択を迫られています。

演劇人の若手でも、東京に住むことは不可能ということで郷里に帰り転職するという話が多く聞かれるようになりました。また、コロナ鬱という言葉が生まれたように、感受性の強い実演家等の間では、新しい試みに向き合う気力そのものがなくなっているという報告も聞いています。

一方で、そうであっても、また公演収入が望めない中でも、多くの演劇人が劇場・公演の再開に向かって必死で努力しているのが現状です。

ただ地方公演も含め、公演収入の低下、経費の増大は否めず、それに対する支援は何としても必要なのです。特に劇団、プロダクション等の主催団体、さらには鑑賞団体の打撃は、立ち直れない状態も想定できます。

もしこのパッケージでそれらに対応する支援が出来なければ、新たな施策が必要です。

一つには、A—①が多くのフリーランスに行きわたるために、この支援が日常的恒常的な活動に対する支援であり、そのための対応措置（領収書だけではないエビデンスの取り方の工夫など）をとることを明確にすることです。

もう一つは、劇団等の芸術団体がB及び共同申請によって十分に支えられることを示すことです。とすれば、現在の期間設定10月31日までを少なくとも年内、出来れば年度内まで広げることです。というのも8月に入り年度内の決定していた公演計画が実施できるのかどうか不明となり、そのことで4月～7月期と同じように、かなり間引かれた公演活動となり、経済的にはかなりロスが多いものになる可能性が生じています。とすれば、それらの状況にも対応できる措置、期間設定に、ということでもあります。

○第三次募集・今後の支援に向けて

ここまで、現在募集中である第二次の中での改善について提言してまいりました。重複するところもありますが、第三次、あるいはこの継続支援事業ではカバーしきれない部分についても提言させていただきます。

・自己負担金について

先にも記したように、多くのフリーランサー、団体の申請の足かせになっているのが、自己負担金です。現在、「5 補助の対象となる取組」の経費 2/3 又は 3/4 」とあるものを、「5 補助の対象となる取組」の経費全額」と、変更の検討をお願いしたく思います。

あるいは、コロナ対策費と同様に、ICT利用経費は、100パーセント助成とする、コロナ対策費のみの申請も可能とする、など、自己負担撤廃、軽減の方策をぜひご検討ください。本来、事業においては当然支払われるべき申請者本人への対価が経費とならない上に、自己負担金まで負担となると、この半年間で疲弊した文化芸術に携わる人間がさらに疲弊することになります。

・期間の延長

先にも経費、事業対象期間の延長について記しましたが、この支援制度が策定された時から、大いに状況が変わっております。個人の経費対象期間を年内末、トライアル公演の期限を年度末とすることをぜひご検討ください。三次募集でかなわない場合は、この継続支援事業に続く支援策の打ち出しが必須となると考えております。

以上、演劇緊急支援プロジェクトとして要請いたします。

2020年8月13日(木)

文化芸術活動の継続支援事業 事務局御中